

NHKラジオ「真打ち競演」公開録音

熊野町町制施行90周年・NHK広島放送局開局80年を記念して、NHKラジオ「真打ち競演」の公開録音を行います。

■9月26日(金) 開場/午後5時半 開演/午後6時 終演/午後8時(予定)

■熊野町民会館 ▽主催:熊野町・熊野町教育委員会・NHK広島放送局

▽放送予定:11月10日(月)、17日(月)午後9時05分~55分(※放送日時は変更になる場合があります)
NHKラジオ第1放送(全国放送)

1本目



おぼんこぼん (漫才)



大田家元九郎 (漫談)



古今亭志ん輔 (落語)

2本目



東京ボーイズ (漫才)



春日三球 (漫談)



昔昔亭桃太郎 (落語)

落語、漫談、漫才など、演芸の看板が出演します。たつぷりお楽しみいただけます。

入場申込み方法

- 入場は無料ですが、入場整理券が必要です。
- 下記のように、往復はがき(1枚につき、2人)に入場希望と明記し、郵便番号、住所、名前、電話番号を書いて申し込んでください。

▼往復はがき記載例(往復はがきを開いた状態)

<input type="checkbox"/> 往信 731-4292 熊野町中溝一丁目1番1号 熊野町教育委員会 「真打ち競演」係 行	ここには何も 書かないでください	<input type="checkbox"/> 郵便番号 ご自分の住所 ○ ○ ○ ○ 様	入場希望 郵便番号 住所 お名前 電話番号
--	---------------------	--	---------------------------------------

※申し込み多数の場合は抽選の上、ご案内します。
 ※ご応募の際にいただいた情報は、抽選結果のご連絡に使用させていただきます。
 なおNHKでは、受信料のお願いに使用させていただくことがあります。
 ▼締め切り:9月8日(月)必着 ※当落の結果の発送は9月12日(金)ごろの予定です。
 ■熊野町教育委員会生涯学習課(平日:午前8時半~午後5時半) ☎820-5621
 NHK広島放送局(平日:午前9時半~午後6時) ☎504-5218

保険年金

後期高齢者医療
被保険者の人へ
医療機関での窓口負担の割合(1割・3割)を再判定

後期高齢者医療被保険者の人には、被保険者証(後期保険証)を交付してありますが、その負担割合は、毎年8月1日を基準日として、前年の課税所得を基礎として再判定します。

現在、お持ちの後期保険証の有効期限は平成21年7月31日までとなっていますが、再判定後、負担割合が変わる人については、新しい後期保険証を7月中に発送しています。新しい後期保険証が届いた人は、古い後期保険証を、同封している返信用封筒で返送してください。

■住民課保険年金グループ
☎820-5604

年金受給者の現況届は原則不要です

現況届はこれまで、引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認をするため、年に一回、誕生月の末日までに、社会保険庁に提出していただいていたいました。が、現況の確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行うことにより、現況届の提出は原則として不要となっています。

▽現況届が必要な人:①社会保険庁が保有する本人基本情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードが確認できない人②外国籍(外国人登録)の人③外国に住んでいる人

▽現況届以外の届が引き続き必要な場合:①加給年金額を受けている場合「生計維持確認届」②障害の程度の確認のために「診断書」が必要な場合

※提出に必要な届書は社会保険業務センターから郵送されます。

現況届のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」☎0570-051165へ。なお、20歳前の障害による障害基礎年金を受けている人及び老齢福祉年金を受けている人は、広島南社会保険事務所にお問い合わせください。

■広島南社会保険事務所
☎253-7710、住民課保険年金グループ☎820-5604

■国民健康保険・後期高齢者医療保険「限度額適用認定証」等について

入院したとき医療機関窓口での支払いは、「限度額適用認定証」等を提示することにより、自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯

別表1 70歳未満の国民健康保険被保険者<入院時>

所得区分	食事代(1食当たり)	自己負担限度額
上位所得者(①)	260円	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
①及び②以外の世帯の人		80,100円+(医療費-267,000円)×1%
住民税非課税世帯の人(②)	210円 (90日を超える入院の場合160円)	35,400円

※申請により該当する場合は、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」を交付します。
 ※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。(所得の申告がない世帯も上位所得者となります)
 ※過去12ヵ月以内で4回目以降の自己負担限度額は、上表とは異なりますので、詳細はお問い合わせください。

別表2 70歳以上の国民健康保険被保険者(国保)、後期高齢者医療被保険者(後期)<入院時>

所得区分	食事代(1食当たり)	自己負担限度額
(後期)世帯全員もしくは、(国保)同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が、住民税非課税でその世帯の所得が0円の人(ただし、年金収入は80万円以下)	100円	15,000円
(後期)世帯全員もしくは、(国保)同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が、住民税非課税で区分I以外の人	210円 (90日を超える入院の場合160円)	24,600円

※申請により該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。
 ※療養病床に入院する場合の食事代は、上表とは異なりますので、お問い合わせください。

に該当する人は、「標準負担額減額認定証」等を提示することにより、入院時食事代等が減額されます。認定証の交付を希望する人は、申請の手続にお越しくください。自己負担限度額等については、左表のとおりです。

■住民課保険年金グループ
☎820-5604

▽持参物:国民健康保険証、印鑑(認印)、国保高齢受給者証(該当者のみ)